

## 報 告 書

一般社団法人 J E L F 御中

JELF 適格審査委員会は「一般社団法人バードライフ・インターナショナル東京」について調査し、当該団体が高い公共性を持ち、「寄附、遺贈対象団体」の適格を持つと判断したので報告する。

2020年10月26日

JELF 適格審査委員会委員長

弁護士 籠橋隆明



### 【委員会の構成】

弁護士 籠橋隆明  
弁護士 池田直樹  
弁護士 島昭宏  
弁護士 寺田伸子  
弁護士 吉田理人  
弁護士 小島寛司  
弁護士 渡部貴志

### 【一般社団法人バードライフ・インターナショナル東京 調査担当弁護士】

弁護士 西岡治紀

(令和2年6月15日、バードライフ・インターナショナル東京を来訪し、その後、公開資料その他の資料等を通じて調査を実施した。)

## 第1 調査の目的と審査の基準

### 1 調査の目的

環境保護団体は日本や世界の環境を保全し、未来世代に良好な環境を残していく上で重要な役割を担っている。環境保護団体は市民に支えられ経営が維持されているが、日本では寄附文化が必ずしも根付いているとは言えない。また、一般市民のみなさんも寄附という社会貢献があることに気付かないままにいることも少なくない。そこで、JELF では寄付に値する環境保護団体を推薦することで寄付を促進するプロジェクト「みどりの遺言」を実施している。弁護士という専門化の立場から環境保護団体を審査し、安心して遺贈や寄附ができる団体であるか否かを判断するものである。なお、今回の審査は第一次的なものであり、今後、継続して審査を実施し、必要に応

じて報告内容を充実させていく予定である。

## 2 審査の基準

審査の基準は次の通りである。大きくはガバナンスにかかわる評価と事業の社会的意義に対する評価とに分けて検討された。

組織が作った定款通り運営されているかは当然の前提となる。また、情報が組織の内外に適切に公開されているかについても重要な審査基準である。

環境保護団体の場合、組織のあり方は当該団体がどのような分野でどのように保護活動が続けていくかが検討され、それにあった組織が形成されている。従って、一般的には社団、財団と分かれるものの具体的あり方は多様であると言ってよい。しかしながら、団体として社会に対して責任を持ち、持続的に社会貢献を果たしていくためには組織としての統治機構や財務体制が整備され、構成員の変動にかかわらず団体として活動が維持される必要がある。

たとえば、環境保護団体では個人の活動への依存が過度に進み、個人の健康や財産に団体の存続が依存するということがしばしば見受けられる。このような団体である場合には団体としての持続性に問題があるため改善を要することになる。全国的な組織の場合、本部と地域単位との関係が良好である必要がある上、この場合、ガバナンスと言っても会社などのように統制がとれた上下関係があるとは限らない。むしろ、本部は地域組織に奉仕する関係にある場合があり、そのような組織固有の課題から判断して健全で持続的な関係が築けているかがガバナンスの重要課題となる。また、全国組織ともなると組織維持に費用がかかるため安定した財源を得る仕組みが必要となる。

事業の社会的意義に対する評価については必ずしも客観的基準がある訳ではない。環境保護団体の場合、目指すべき理念に向かって最適な活動が行われるのであるが、会員数の数は組織の持っている社会的支持を表示するものとして重要となる。また、マスメディアに対する露出度についても社会的影響力を持つ点で重要である。しかし、一方で必ずしも多数に支持されなくとも学術的には重要な価値を持つ場合や社会としては放置されてはならない領域で成果を着実に上げている例もある。後者の場合は評価が難しいところであるが、JELF では環境問題に取り組む法律家の視点から地球環境に資するか、持続社会形成に資するか、あるいは「個人の尊厳」すなわち「人の幸福」に資するものであるかといった視点からも評価した。

今回のプロジェクトは未来世代のために資産を活用してもらおうというものであるため、当該社会的成果がこれまで持続的に生み出され、将来にわたっても持続的に生み出されて行くであろうということが審査された。特

定の成果が一時的に社会的に注目されたというのみでは問うプロジェクトの視点からすれば不十分である。社会的な注目はなくとも長期にわたって実施され、かつ、支持する人々の変動にもかかわらず事業として持続し、成果を安定して上げ続けていることが必要である。

この場合の成果とは当該団体の目標に照らして必要とされる成果である。一定水準を持つ機関誌が定期的に発行されているか、会員、関係者が現場において持続的な活動をしているか、研究者との連携が図られているか、セミナーなど社会教育の実践が持続的に行われているか、会員及び関係者などから感謝の手紙があるかなどといった諸要素を総合的に考慮されて判断されていく。当該団体が自己の組織の成果をはかる基準を持ち、かつその基準が検証されているか、基準と成果との関係について不断に検討されているかといった組織のあり方も、成果があるか、今後も生み出すかを検討する重要課題であることは言うまでもない。

#### [ガバナンス・コンプライアンス評価の仕組み]

- (1) ガバナンス・コンプライアンスチェックリストによるチェック
- (2) 監事および会計に関する聞き取り（ただし財務調査までは行わない）
- (3) 課題があれば指摘したうえで、総合評価

#### [社会的意義と事業の持続可能性の評価の観点]

- (1) 団体の目的に沿った公益的なミッションが具体化されているか？
- (2) 具体的な事業計画があるか（年次および中長期）
- (3) 事業計画の実行を裏付ける予算、人的体制および自律性があるか？
- (4) 事業の評価やフィードバックの仕組みがあるか？
- (5) 情報の公開・発信と市民からの支持・参加の広がりがあるか？
- (6) これまでの実績と今後も実績を残していけるか？

## 第2 バードライフ・インターナショナル東京について

### 1 基本理念

「鳥類保護とその生息地保全を図る」

### 2 設置目的

定款第4条による設置目的は以下の通りである。

「当法人は、日本を含むアジア地域において広く一般市民を対象として、鳥類保護とその生息地保全を図るといふ、長年にわたり広く認知された英国公益法人バードライフ・インターナショナルの理念をふまえ、アジア各国の環境団体との緊密な連携のもとで、鳥類保護と環境保全・再生に関する、生態

と生息地の調査・情報の提供と普及啓発・鳥類を指標とした重要自然環境地区の選定と具体的政策の提言・プロジェクトの実施等の事業を推進し、アジア地域における鳥類を保護するとともに、人々が健康で幸福に住むことができる自然環境を維持・向上させることに寄与することを目的とする。」

### 3 団体概要

バードライフ・インターナショナル（以下バードライフ）は、1922年に英国で鳥類の研究と保全のために設立された世界で最も古い環境NGOである。現在は、英国ケンブリッジにある本部と6地域の直轄事務所があり、世界120以上の国と地域のパートナー団体、約280万人のメンバーとともに環境保全活動に取り組んでいる。2002年、アジア地域事務所として、東京に事務所を開設し、2005年、特定非営利活動法人バードライフ・アジアに改組した。2011年、一般社団法人バードライフ・インターナショナル・アジア・ディビジョンに改組し、翌2012年、アジア地域事務所の本部をシンガポールに移管。2014年5月、一般社団法人バードライフ・インターナショナル東京へ団体名称を変更した。

日本での名誉総裁には、2004年より高円宮妃久子殿下がご就任されている。

鳥類の保全にはじまったバードライフの取り組みは、近年、鳥類を指標とした生息環境の保全などより広い範囲の環境保全活動を展開している。2020年までの活動戦略では、「種の保全」「生息地の保全」「持続可能性の促進」「人々への働きかけ」を4本の大きな柱とし、①種の保全、②重要自然環境、③渡り鳥の保全、④海鳥と海洋の保全、⑤森林保全、⑥気候変動、⑦移入種への対策、⑧地域コミュニティとの連携、⑨人材育成、の9つの保全プログラムを進めている。

### 4 事業目的とその手段(定款第5条)

主たる事業として、上記目的に資する以下の非営利事業を実施する。

#### (1) 鳥類保護又は環境保全・再生に関する調査事業

- ①鳥類又は環境に関する生態調査
- ②鳥類又は環境に関するモニタリング

#### (2) 鳥類保護又は環境保全・再生に関する情報提供事業

- ①鳥類保護又は環境保全・再生に関するワークショップ・セミナー・シンポジウム・チャリティ等の催事
- ②鳥類保護又は環境保全・再生に関する書籍・雑誌等の出版
- ③鳥類保護又は環境保全・再生に関するCD・ウェブサイト等による情報提供
- ④機関紙発行とホームページ開設・運営

- (3) 鳥類保護又は環境保全・再生に関する普及・啓発事業
  - ①鳥類保護又は環境保全・再生に関する社会教育・子どもの健全育成
  - ②鳥類保護又は環境保全・再生に関する能力開発・指導者養成
- (4) 鳥類保護又は環境保全・再生に関する政策提言事業
  - ①鳥類保護又は科学的手法に基づく鳥類を指標とした重要自然環境地区の選定
  - ②鳥類保護又は環境保全・再生に関する助言・政策提言
- (5) 鳥類保護又は環境保全・再生に関するプロジェクト実施事業
  - ①鳥類保護又は環境保全・再生のための土地買い上げ
  - ②鳥類保護又は環境保全・再生に関するプロジェクト実施
  - ③鳥類保護又は環境保全・再生を通じる地域経済振興と所得向上・雇用機会拡充・環境に優しいまちづくりの推進・地域市民グループの組成
- (6) 鳥類保護又は環境保全・再生に関する国際協力事業
  - ①鳥類保護又は環境保全・再生に関する国際間の連絡・調整
  - ②鳥類保護又は環境保全・再生に関する各国環境団体への助言・援助
- (7) 鳥類保護又は環境保全・再生のための公益信託事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 5 主な活動

バードライフ東京は、日本に設置された地域事務所として、パートナー団体である日本野鳥の会とともに、日本をはじめアジア、アフリカ、南アメリカなど様々な国や地域で環境保全活動に取り組んでいる。とくにバードライフ東京では、バードライフの9つの保全プログラムのうち、「種の保全」「重要自然環境」「渡り鳥の保全」「海鳥と海洋の保全」「森林保全」の5つに加えて、「企業と生物多様性」を積極的に取り組んでいる。

### (1) 「種の保全」

長年にわたり鳥類の保全活動に従事しており、世界で絶滅が危惧される鳥類の調査や分析により得られたデータを公表している。世界の地域別レッド・データブック、アジアの保全戦略をまとめたアジア版鳥類保全戦略、世界の絶滅危惧種チェックリストなどの作成を行っているほか、IUCNのレッド・リスト鳥類版にデータを提供している。また、絶滅が危惧される鳥類の保全（Preventing Extinctions Programme）や減少が続く普通種の保全（Keep Common Birds Common）など、世界各地のパートナー団体と連携して保全活動を推進している。バードライフ東京では特に、ヒガシシナアジサシやシマアオジ、フィリピンワシ、ヘラシギといったアジアの絶滅危惧種の保全活動に取り組んでいる。

## (2) 「重要自然環境」

IBA（鳥類を指標に選定された生物多様性の高い地域のことを指す。）の目的は、鳥類や生物多様性にとって重要な地域を可視化することにより、保全や持続的な管理を促進させることにある。IBAは種や分布、生息地など、生息状況に関する世界共通の基準を用いて選定され、世界で12,000ヶ所以上、日本では167ヶ所が選定されている。近年、海域でもマリーンIBAの選定を進めているほか、IBAの中でも特に生息環境の破壊や劣化の危惧が高い地域を”IBAs in Danger”として選定し、保全活動を優先して行うべく取り組みを進めている。

## (3) 「渡り鳥の保全」

渡り鳥は生息地の劣化や狩猟などの脅威により、個体数が減少しており、その多くが地球規模で絶滅を危惧されている。渡り鳥は、繁殖、渡り、越冬のために特定の地域の森林や湿地等集まる傾向があるため、渡りのルートにある各国が協力して生息地を保全する必要がある。世界には9つのフライウェイ（渡り鳥の主要な渡りルート）があり、そのうちバードライフは、日本を含む国際的枠組みである東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAFP）に参加しており、この地域の渡り性水鳥の保全に取り組んでいる。また近年、風力発電の普及に伴い、バードストライク（風車に鳥が衝突する事故）により多くの希少な鳥の命が奪われているため、バードライフでは、渡り鳥の重要な通り道には風車を設置しないように働きかけるなど、人と自然が共存する持続可能な社会に向けて活動を続けている。

## (4) 「海鳥と海洋の保全」

バードライフでは、混獲（海鳥を魚と一緒に誤って獲ってしまうこと）を避けるため、新しい漁具の開発や、漁業者への指導、監視員の派遣、各国政府への働きかけなど様々な活動を行っている。また、マリーンIBA（重要海洋環境）の選定を通して、生物多様性の高い海域基礎データを整備することにより、各国の海洋保護区の制定や保全政策に貢献し、海洋と海鳥の保全を推進している。

## (5) 「森林保全」

Forests of Hope プロジェクトでは、現存する熱帯林の保全と復元を目指し、活動に地元・周辺地域の人々が参加し、環境に配慮した持続可能な生活を促進する仕組みづくりを進めている。現在では東南アジア、アフリカ、南アメリカなど世界に15のForests of Hope サイトがある。また、IBAなど生物多様性にとって重要な地域で植林を行うなど、積極的に森林保全・再生に携わっている。

## (6) 「企業と生物多様性」

バードライフ東京では、企業と生物多様性に関するコンサルティング業務やセミナーなどを積極的に手掛け、生物多様性に関する企業活動の評価や環境マネジメントシステムに生物多様性への視点を取り入れるための支援を行っている。また、生態系サービスや企業の CSR 活動を評価する手法の開発も行っている。

## 第3 法務・ガバナンス関係

### 1 組織の概要

一般社団及び一般財団法人に関する法律に基づく一般社団法人として組織されている。同法に基づき、社員によって構成される社員総会によって組織運営の重要事項の決定がなされ、理事は、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、その業務を執行する。代表理事が組織を代表する。また、財務関係に関し、会計監査人による監査がなされてる。

組織の財源は、主に会費と補助金、チャリティーである。

東京都中央区日本橋蛸殻町 1-13-1 ユニゾ蛸殻町北島ビル 1 階に事務所を設置している。

### 2 組織と機関運営

#### (1) 法形式

バードライフ東京は、一般社団法人として認定を受けており、厳しい行政監督下 にあるため、社会的信用性の高い団体といえる。

#### (2) 社員及び社員総会

社員は、社員総会の承認を得て、社員となる(定款 6 条)。

社員総会は、法令に規定する事項及び当法人の組織、運営、管理その他等法人に関する一切の事項について決議する権限を有する(定款 11 条)。

#### (3) 理事

理事は、1 名以上置くこととし、社員総会の決議によって選任される(定款 16 条)。

調査時点において理事は 2 名である。理事の任期は 2 年とし、再任を妨げない(定款 19 条 1 項)。理事は、当法人の対内的な業務を執行する(定款 17 条 1 項)。

また、社員総会により代表理事 1 名を置く(定款 18 条)。代表理事は、当法人を代表し、対内的及び対外的に、一切の裁判上及び裁判外の行為をする権限を有する(同条 2 項)。

#### (4) 役員報酬

社員総会の決議をもって定める(定款 20 条)。

#### (5) 計算

事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする(定款 28 条 1 項)。事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が作成し、社員総会において報告、承認を得るものとする(定款 29 条 1 項)。決算上余剰金が生じたときは、社員に分配してはならず、翌事業年度に繰り越すものとする(同条 2 項)。

#### 3 届出関係

各種法令に基づく届け出関係は問題なく行われている。

#### 4 情報管理

個人情報に関する指針を定め、個人情報保護の仕組みを構築し、全従業員に個人情報保護の重要性の認識と取組みを徹底させることにより、個人情報の保護を推進している。

#### 5 情報開示

ホームページ上、年次報告書が開示されており、活動の詳細が報告されている。

#### 6 ガバナンスについての評価

バードライフ東京は、各種の規定を定め、その規定に従った運用を行っており、適切な組織運営がなされている。したがって、組織及びその運営には信用性があり、適切に運用している実態もあるから、ガバナンス上の問題はない。

### 第4 財務・会計・労務関係

#### 1 財務・会計問題について

各種会計関係の閲覧及び聴取の結果、事業年度ごとに財務諸表(貸借対照表及び正味財産増減計算書(内訳表含む))及び附属明細書、並びに財産目録(以下「財務諸表等」という)について、会計監査が行われている。

また、収支報告について、HP上に「年次報告書」として掲載されている。

以上から、財務・会計については問題なく行われていると判断した。

#### 2 労務関係について

現在、12名の正社員がいる。

聴取の結果、職員との間では、雇用契約が締結され、雇用契約書ないし労働条件通知書が交付されていること、また就業規則が整備されている。社労士もついており、問題ないといえる。

以上から、労務関係には大きな問題はないものと判断した。



## 第5 寄付対象事業の公益性および継続可能性について

バードライフ東京では、賛助会員制度（一口年間 100,000 円）のほか、パートナー制度“Friends of BirdLife”（一口年間 5,000 円）、Yahoo! ネット募金、BirdLife International Japan Fund for Science 基金、といった基金を設立している。

そして、これらの募金等を通じて、これまで下記のような取り組みを行ってきた。

### ① 東南アジアにおけるヘラシギの保全

世界に数百羽しかいないヘラシギの生息地の保全や地元住民の生活改善、啓蒙 活動など複合的な活動

### ②南アフリカ・ケープペンギンの保全

アフリカ大陸に唯一生息するケープペンギンであるが、気候変動や乱獲によって、餌となる魚類の生息場所が変わり、餌不足が問題となっているため、餌場に近いところに新しいコロニーを作るなどの活動を行っている。

### ③ブラジルにおける鳥の野生復帰

世界で最も鳥が多く生息する国の1つであるブラジルには、約 1800 種が生息しているが、そのうち 170 種が主に違法な密猟により絶滅の危機に瀕している。密猟から鳥たちを救済し、野生復帰を目指すプロジェクトを実施。

### ④インドネシア・ハラパンの森のパトロールバイク支援

鳥類が 300 種、哺乳類が 60 種生息する生物多様性の豊かなハラパンの森では、森林保全のためのパトロールを行っており、ぬかるみや狭い道を効率的に見回るために必須となるバイクのメンテナンス費用、購入費用等に充てている。

### ⑤カンボジアのパトロール用モーターボートの支援

カンボジアにある広大な湿地、ポエン・プレック・ラポウ湿地には、世界最大のツル「オオヅル」が生息している。2011 年の 300 羽から 2018 年には 100 羽に減少したオオヅルを保護するため、レンジャーのパトロール用高速モーターボートへの支援等を行っている。

また、2019 年、バードライフ・インターナショナル名誉総裁である高円宮妃久子殿下の御就任 15 周年を記念し、「BirdLife International Japan Fund for Science 基金」を設立した。この基金では、自然環境や生物多様性保全を促進していく基礎となる、地道な調査研究活動を支えていくことを目的としている。そして、これらの基金は、バードライフが実施する IUCN レ

レッドリストの調査研究等に使用される。なお、バードライフの実施する調査研究の評価は高く、世界規模の課題解決に向けた取り組みに貢献し、調査結果は世界中の絶滅危惧種の危機度を示す IUCN レッドリストに活用されているという特徴がある。

そのほか、バードライフ・インターナショナルは、世界で最も古い歴史を持つ国際環境 NGO の一つであり、2022 年には百周年を迎える。また、バードライフ東京も開設して 18 年が経過するが、バードライフや野鳥の会といった他団体とも連携のうえ、今後「森林と湿地の保全」、「海洋と海鳥の保全」、「人材育成・生計向上の支援」、「チャリティーイベントの開催」といった分野に注力しながら活動を継続するものである。

したがって、以上のようなこれまでの成果や今後の取組みからすると、バードライフ東京の行う事業は、公益性が高い事業と認められる。また、遺贈寄付や相続寄付を受けた場合、有効に活用できるだけの幅広い事業の実現とそれを支える運営が成り立っており、事業継続性も期待できる。

よって、「みどりの遺言」の対象団体として推薦する。

以上